

農業制度資金の貸付条件等

(利率：R3.8.19 現在)

資金区分	主な資金用途等	貸付対象者	貸付利率 (%)	限度額 (万円)	償還期限 (年)	うち据置 (年)		
農協等の民間金融機関	産地基盤強化促進資金	建物や機械等の取得、家畜の購入等（規模拡大等）に取り組み認定農業者を対象とした資金）	認定農業者	0.00～0.04 認定農業者向け 利子助成により 実質負担金利0% （注1参照）	個人 1,800	施設 15年以内	施設 7年以内	
	認定農業者育成確保資金	建物や機械等の取得、家畜の購入等	認定農業者	0.00～0.04 認定農業者向け 利子助成により 実質負担金利0% （注1参照）	法人 3,600	機械 7年以内	機械 2年以内	
	◎農業近代化資金*	担い手育成資金	新規就農者 認定新規就農者 集落営農組織等	0.00	個人 1,800 （事業費の80%以内） 集落営農法人 1,800 （事業費の100%以内）	施設 15年以内 〔認定新規就農者 償還期限17年以内、据置5年以内〕 機械 7年以内 〔認定新規就農者 償還期限10年以内、据置5年以内〕	施設 3年以内 機械 2年以内	
	一般資金	建物や機械等の取得、家畜の購入等	農業者 農業者等の組織する団体 農業参入法人 農協等	0.20	個人 1,800 法人 20,000 農業参入法人 15,000 農協等 150,000	施設 15年以内 〔共同利用施設 20年以内〕 機械 7年以内 〔共同利用施設 10年以内〕	施設 3年以内 機械 2年以内	
公庫資金（日本政策金融公庫）	◎農業改良資金	施設の改良・造成又は取得 永年性植物の植栽又は育成 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良等	持続農業法、六次産業化法、農商工連携法等の特例法による認定者	無利子	個人 5,000 法人、団体 15,000	12年以内	3年以内 〔特定地域資金等においては、5年以内〕	
	◎農業経営基盤強化資金（スーパーL）*	建物・機械・農地取得、家畜の購入、加工処理・販売施設の取得、負債整理等	認定農業者	0.16～0.20 一定の要件を満たす認定農業者に対して実質無利子化措置を適用（注3参照）	個人 30,000 （複数部門経営等は6億円） 法人 100,000 （協調融資に応じ30億円）	25年以内	10年以内	
	◎経営体育強化資金* ★：償還負担の軽減部分	既往借入金等の償還負担の軽減及び前向き投資資金	農業者（個人・法人） 集落営農組織 農業参入法人等	0.20	①経営改善 負担額の80% ②負担軽減 個人：1,000 法人：4,000 ③償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間の既往借入金の元利金の合計 但し、①～③の合計額が 個人：15,000 法人：50,000	25年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金*	一般	農業経営の維持安定に必要な長期運転資金	農林漁業者 ※認定農業者、認定就農者、集落営農組織	0.16	600 （一定要件を満たすものは、年間経費の6/12）	10年以内	3年以内
		新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの			0.16～0.20	1,200 （一定要件を満たすものは、年間経費の12/12）	15年以内	
	◎青年等就農資金	農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等のための資金	認定新規就農者	無利子	一般 3,700 特認 10,000	17年以内	5年以内	
農業基盤整備資金*	農地の改良、造成	土地改良区等	0.35	地元負担額	25年以内	10年以内		
畜産経営環境調和推進資金	「処理高度化施設整備計画」に必要な施設等導入のための資金	左記計画を作成して知事の認定を受けた者	0.20	1. 2のいずれか低い額 1. 負担金の80%（特認90%） 2. 個人 3,500万円（特認 1.2億円） 法人 7,000万円（特認4億円） （注4参照）	20年以内 〔出資に係るもの 15年以内〕	3年以内		
農協等の民間金融機関	農業経営負担軽減支援資金* ★	既往借入金等の償還負担の軽減	農業者（個人・法人）	0.20	営農負債の残高	10年以内 〔特に必要な場合 15年以内〕	3年以内	
	農業経営改善促進資金（スーパーS）	短期運転資金	認定農業者	1.50	個人 500 （施設園芸・畜産はこの4倍） 法人 2,000 （#）	1年以内	-	

注1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業により、予算の範囲内で、償還終了時までの金利負担軽減措置が講じられる。
 注2. 実質化された人・農地プランに地域の中心経営体として位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者について、予算の範囲内で、貸付当初5年間の実質無利子化措置が講じられる。
 注3. *印の6資金については、東日本大震災による被災農業者等が借り入れる場合、最長18年間実質負担金利0%で償還期限・据置期間がそれぞれ3年延長となる特例措置がある。
 注4. 特認とは、「処理高度化施設整備計画」が、家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図る計画（例：送風装置付き堆肥舎、乾燥施設等）または、環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転する計画となっていること。

◎：経営改善関係資金（5資金）、★：負債整理関係資金（2資金）